

平成28年度決算における健全化判断比率等の概要

平成28年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。平成28年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定めた早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となりました。これは、本市の財政状況及び公営企業の経営状況が健全であることを示しています。

【健全化判断比率】

（単位：％）

指 標	説 明	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に対する一般会計などの赤字の割合	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	財政規模に対する全会計の赤字の割合	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	財政規模に対する1年間に支払った借入金返済額などの割合	△0.1	△0.2	25.0	35.0
将来負担比率	財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合	—	—	350.0	

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字のため、将来負担比率は算定結果がマイナスのため「—」で表示しています。

【資金不足比率】

（単位：％）

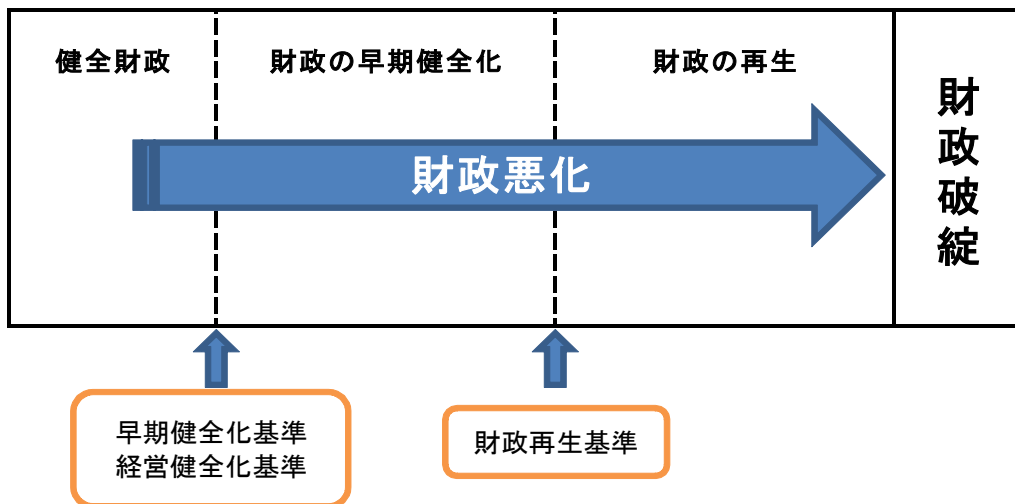
特別会計の名称	説 明	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合	—	—	20.0
船橋駅南口市街地再開発事業特別会計		—	—	
地方卸売市場事業会計		—	—	
病院事業会計		—	—	

※ 各会計とも資金不足を生じていないため「—」で表示しています。

【健全化判断比率等の対象範囲】

地方公共団体	一般会計等	一般会計	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 資金不足比率 会計ごとに算定	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		
	公営事業会計	国民健康保険事業特別会計		
		小型自動車競走事業特別会計		
		介護保険事業特別会計		
		後期高齢者医療事業特別会計		
	公営企業会計	法非適用企業		船橋駅南口市街地再開発事業特別会計
				下水道事業特別会計
		法適用企業		地方卸売市場事業会計
				病院事業会計
	一部事務組合・広域連合	千葉県市町村総合事務組合		
		千葉県後期高齢者医療広域連合		
		四市複合事務組合		
千葉県競馬組合				
地方公社・第三セクター等	千葉県土地開発公社			
	千葉県信用保証協会			

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の概要について】



健全化判断比率の公表

毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定め、公表しなければなりません。

財政の再生

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表するとともに、総務大臣へ報告が必要となります。この場合、地方債の発行が制限されます。

公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、公表しなければなりません。

【各比率の説明】

1 実質赤字比率 → 一般会計等の財政運営の深刻度を判断します

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。

（評価）

船橋市の一般会計等においては、歳入決算額が歳出決算額を上回っているため、実質赤字額は存在しません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{\ast 1}}$$

※ 1 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもの

2 連結実質赤字比率 → 船橋市全体の財政運営の深刻度を判断します

公営企業^{※2}会計を含む市の全会計を対象とした実質赤字額と資金の不足額^{※3}の合計の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字額と黒字額を合算し、市全体としての赤字額が標準財政規模に対してどのぐらいの割合になるかを表すことで、市全体としてみた赤字の深刻度を把握するものです。

（評価）

船橋市の特別会計はすべて黒字のため、連結実質赤字額は存在しません。（小型自動車競走事業は、27年度をもって事業を廃止・清算したことにより、実質収支額が0となっております。）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※2 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

※3 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

3 実質公債費比率 → 借入金の返済額などから、資金繰りの危険度を判断します

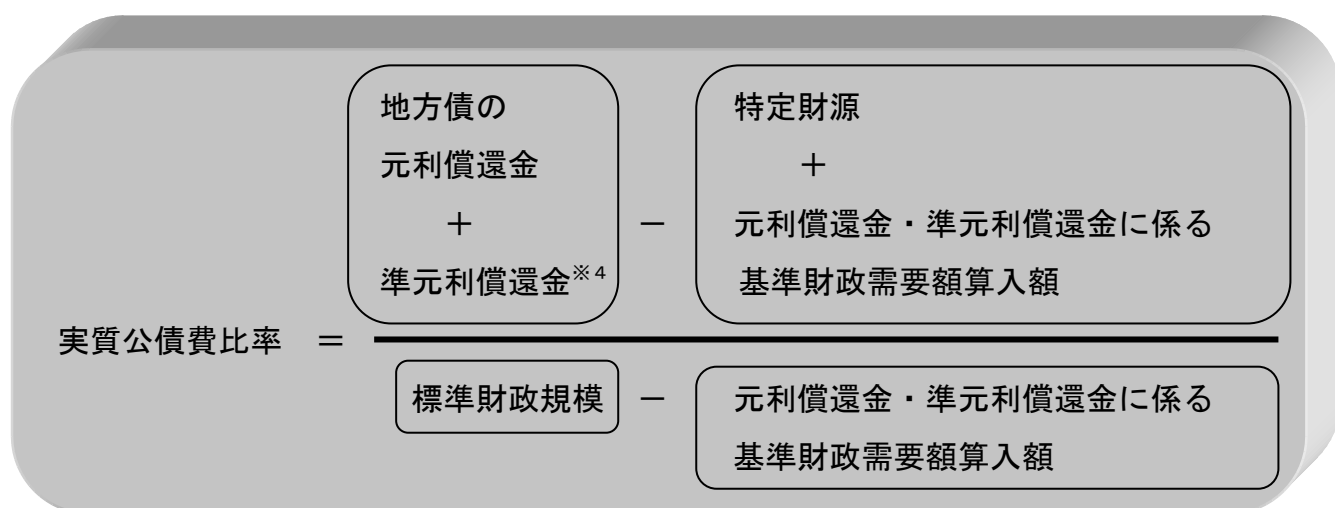
一般会計等の借入金（地方債）の返済額はもちろんのこと、他会計の地方債の返済額に対し一般会計から繰り出す経費などを含めた実質的な公債費の、標準財政規模に対する比率です。年度毎に算出したものの3か年の平均値で表します。

（評価）

公営企業債の元利償還金に対する繰入金の増加額及び元利償還金の増加額が大き
く、基準財政需要額に算入できる公債費等の増加額を上回ったため、下記計算式の分
子の値が増加し、平成 28 年度の実質公債費比率は - 0.1%（3 か年平均）となり、
平成 27 年度の - 0.2% から 0.1 ポイント増加しました。

（参考）

平成 25 年度（単年度）△0.27% < 平成 28 年度（単年度）0.18%



※ 4 準元利償還金：（イ）から（ホ）までの合計額

- （イ）満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元利償還金相当額
- （ロ）一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- （ハ）組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- （ニ）債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- （ホ）一時借入金の利子

4 将来負担比率 → 借入金の残高などから、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断します

かを判断します

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

（評価）

地方債現在高が増えていますが、（将来負担比率算定上控除される）普通交付税算定上の基準財政需要額に将来算入が見込める地方債現在高も増えたことや、退職手当負担見込額が減ったこと等から、平成 27 年度に引き続き分子がマイナスとなり、将来負担比率は「－」となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}^{\ast 5} - \left(\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}$$

※5 将来負担額：（イ）から（チ）までの合計額

- （イ）一般会計等に係る地方債現在残高
- （ロ）債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの）
- （ハ）一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの負担見込額
- （ニ）船橋市が加入する組合の地方債の元金償還に充てる船橋市からの負担等見込み額
- （ホ）退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- （ヘ）設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計負担見込額
- （ト）連結実質赤字額
- （チ）組合の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

5 資金不足比率 → 公営企業の経営状況の深刻度を判断します

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業の規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。

（評価）

船橋市の4つの企業会計において、いずれも資金不足は生じていません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}^{\ast 6}}$$

※6 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額